別表第四第三項第九十八号の項中「の障壁」を「の障壁等」に改め、「検査する。」の下に「なお、圧縮機又は蓄圧器とディスペンサーが、同一の筐体内に配置され、当該筐体の外面の構造により有効に保護されている措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視及び図面により検査する。」を加え、同表第三項の項の次に次の一項を加える。

| | |
|---|---|
| 4　コンビナート製造事業所間の導管の場合 | 一　特定不活性ガスの導管系におけるガス漏えい検知警報設備又は漏えい検知口の設置状況を目視及び記録によるほか、必要に応じ図面により検査し、かつ、その機能を作動試験又はその記録により検査する。 |
| 一　第十条第二十九号の導管系のガス漏えい検知警報設備等 | |

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令の施行の際現に高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）第五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者（冷凍のため特定不活性ガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造するための施設（以下「製造施設」という。）の設備を設置するものに限る。）については、この省令による改正後の冷凍保安規則（以下「改正冷凍則」という。）第七条第一項及び第二項、第八条、第二十五条並びに第四十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　この省令の施行の際現に法第五条第二項又は第十四条第四項の届出をしている者（冷凍のため特定不活性ガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造施設の設備を設置するものに限る。）については、改正冷凍則第十二条第一項及び第二項並びに第十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この省令の施行の際現に法第十三条の規定に基づき高圧ガスを製造している者（冷凍のため特定不活性ガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造施設の設備を設置するものに限る。）については、改正冷凍則第十五条の規定かかわらず、なお従前の例による。

**第三条**　この省令の施行の際現に法第五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者（この省令による改正前の一般高圧ガス保安規則第二条第一項第二号に規定する毒性ガス以外のガスであつて、この省令による改正後の一般高圧ガス保安規則（以下「改正一般則」という。）第二条第一項第二号に規定する毒性ガス又はこの省令による改正前の一般高圧ガス保安規則第二条第一項第二号に規定する毒性ガスであつて、改正一般則第二条第一項第二号に規定する毒性ガス以外のガスに該当するもの（以下「一般則に規定する特定毒性ガス」という。）の製造施設の設備を設置するものに限る。）については、改正一般則第六条第一項及び第二項、第八条第一項及び第二項、第三十五条第一項並びに第八十二条第二項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

2　この省令の施行の際現に法第五条第二項又は第十四条第四項の届出をしている者（一般則に規定する特定毒性ガスの製造施設の設備を設置するものに限る。）については、改正一般則第十一条並びに第十二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

3　この省令の施行の際現に一般則に規定する特定毒性ガスを貯蔵している者（法第五条第一項の許可を受けている者が当該許可を受けたところに従つて一般則に規定する特定毒性ガスを貯蔵しているものを除く。）については、改正一般則第十八条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

4　この省令の施行の際現に法第十六条第一項又は第十九条第一項の許可を受けて又は許可の申請をしている貯蔵所（一般則に規定する特定毒性ガスを貯蔵するものに限る。）については、改正一般則第二十二条、第二十三条第一項及び第三十五条第二項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

5　この省令の施行の際現に法第十七条の二第一項又は第十九条第四項の届出をしている貯蔵所（一般則に規定する特定毒性ガスを貯蔵するものに限る。）については、改正一般則第二十六条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

6　この省令の施行の際現に一般則に規定する特定毒性ガスを移動している者については、改正一般則第四十九条第一項及び第五十条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

7　この省令の施行の際現に一般則に規定する特定毒性ガスを消費している者については、改正一般則第六十条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

8　この省令の施行の際現に一般則に規定する特定毒性ガスを廃棄している者については、改正一般則第六十二条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

**第四条**　この省令の施行の際現に法第五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者（この省令による改正前のコンビナート等保安規則第二条第一項第二号に規定する毒性ガス以外のガスであつて、この省令による改正後のコンビナート等保安規則（以下「改正コンビ則」という。）第二条第一項第二号に規定する毒性ガス又はこの省令による改正前のコンビナート等保安規則第二条第一項第二号に規定する毒性ガスであつて、改正コンビ則第二条第一項第二号に規定する毒性ガス以外のガスに該当するもの製造施設の設備を設置するものに限る。）については、改正コンビ則第五条第一項及び第二項、第十条、第十一条、第十九条並びに第三十七条第二項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

**第五条**　この省令の施行の際現に法第五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者（改正一般則第二条第一項第四号の二に規定する特定不活性ガス（以下単に「一般則に規定する特定不活性ガス」という。）の製造施設の設備を設置するものに限る。）については、改正一般則第六条第一項、第八条第一項、第三十五条第一項及び第八十二条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2　この省令の施行の際現に法第五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者（一般則に規定する特定不活性ガスの製造施設の設備を設置するものに限る。）については、改正一般則第六条第二項及び第八条第二項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

3　この省令の施行の際現に法第五条第二項又は第十四条第四項の届出をしている者（一般則に規定する特定不活性ガスの製造施設の設備を設置するものに限る。）については、改正一般則第六条第一項及び第八条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

4　この省令の施行の際現に法第五条第二項又は第十四条第四項の届出をしている者（一般則に規定する特定不活性ガスの製造施設の設備を設置するものに限る。）及び第十二条第一項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

5　この省令の施行の際現に法第五条第二項又は第十四条第四項の届出をしている者（一般則に規定する特定不活性ガスの製造施設の設備を設置するものに限る。）及び第十二条第二項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

6　この省令の施行の際現に一般則に規定する特定不活性ガスを貯蔵している者（法第五条第一項の許可を受けている者が当該許可を受けたところに従つて一般則に規定する特定不活性ガスを貯蔵しているものを除く。）については、改正一般則第十八条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

6　この省令の施行の際現に法第十六条第一項又は第十九条第一項の許可を受け又は許可の申請をしている貯蔵所（一般則に規定する特定不活性ガスを貯蔵するものに限る。）については、改正一般則第二十二条、第二十三条第一項及び第三十五条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。